

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成17年11月21日付けで、実施機関に対し、「〇〇市（旧〇〇町を含む）内でゴルフ場内及びその周辺を残土等で改変する工事（前駆工事を含む）に関して、本庁及び出先機関が作成もしくは取得した文書の一切（ただし、2004年3月31日以前のもの）」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、農政部農業振興課及び岐阜地域農林商工事務所（現在の岐阜農林事務所農業振興課）が保有する、特定法人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場の改変工事に関する公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、平成17年12月16日に、特定法人に対して、特定法人の印影の公開について条例第14条第1項の規定による第三者からの意見聴取を行い、同日公開しても支障を生じない旨の回答を口頭で得た。

実施機関は、平成18年1月4日付け農振第245号及び岐農商第1268号で公文書公開決定を、農振第245号の2及び岐農商第1268号で公文書部分公開決定（以下これらを「本件処分」という。）を行い、請求者に通知した（公開しようとする公文書及び公開する部分は、別表のとおり。）。

また、特定法人から意見聴取した内容以外の情報の公開について、反対の意思表示があったため、当該法人に対し、当該法人に係る情報を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を、平成18年1月5日付けで岐阜地域振興局より書面にて行った。

3 異議申立て

特定法人（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成18年1月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成18年1月20日付けで、その職権により、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人及び請求者に通知した。

また、請求者（以下「参加人」という。）より、平成18年2月12日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、平成18年2月22日付けで参加することを許可した。

第3 異議申立人の主張

なお、農業振興地域整備計画の変更は、基礎調査による変更の場合と経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じた場合の変更があるが、基礎調査による変更は、概ね5年ごとであることから、その中間年で農地転用を前提とした農用地域からの除外を行う場合には、土地所有者等からの申出に基づき市町村長がその他の情勢の推移による変更を行うこととしている。

また、農業振興地域整備計画の変更を行うには、県知事の同意（農振法第8条第4項）を要することから、各地域農林商工事務所担当課長等を構成員とする農振管理部会において、市町村が所有者等の申出書等により作成した土地所有者及び転用事業者の情報を含む変更理由書により審議を行った上で、同意を行っている。

(2) 農地転用許可等について

農地を農地以外のものにするため、地上権等の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は所有権を移転する場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき、当事者が県知事の許可を受けなければならない。

この許可を受けるには、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の15の規定に基づき、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「施行規則」という。）で定める事項を記載した許可申請書を農業委員会を経由して、知事に提出しなければならない。許可申請書は、当事者が連署し、施行規則第6条の2に定める事項を記載し、施行規則第6条に規定する関係書類を添付することとされている。また、農業委員会は、申請書の提出があった場合には、当該申請書に意見を付して、県知事に送付することとされており、知事は、許可をしようとするときは、あらかじめ農業会議の意見を聴くこととされている（農地法第5条第3項）。

さらに、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について（昭和51年51構改B第1939号、農林省構造改善局長通知）の通知において、農地転用許可後に、当初の許可申請書に記載された事業計画の変更がある場合には、転用事業者等から事業計画変更承認の申請を行わせ、当該申請が一定の条件を満たす場合には承認を行うよう定められている。

なお、転用事業の目的を完了した場合には、農地転用関係事務の取扱いについて（昭和49年農政第243号農政部長通知）において、転用事業者は、転用の目的に係る事業の用に供するための工事等を完了したときは、土地現況確認申請書を農業委員会に提出し確認を受けるものと定められている。

(3) 岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則について

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則第7条第1項において、地域振興局長、農林商工事務所長等は、ゴルフ場の経営に伴い公害の発生その他のゴルフ場及びその周辺地域の環境の保全及び災害の防止に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該支障を除去するための必要な措置を講ずるよう助言又は勧告をするものと定められている。また、同条第2項において、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な報告を求め、又は職員をして行うゴルフ場の環境管理状況等の調査に応ずるよう要請するものと定められている。

2 本件対象公文書について

対象となった公文書は、1に記載する指導において各関係部局が取得又は作成した文書であり、異議申立人の経営するゴルフ場のコース改変協議に係る文書、農業振興地域整備計画の変更に関する文書、農地の一時転用に係る文書及び林地開発に係る文書並びにこれらに関し現地機関等が行った事業者との打合せ・指導内容が記録された文書及び現地調査の復命書等が含まれている。

なお、農地法第5条の転用許可申請については、ゴルフ場改修工事に伴う資材置場として、平成13年4月に平成14年12月までを期限とした一時転用を許可し、平成14年11月に期間の延長に伴う事業計画変更承認申請書が提出され平成15年6月を期限とした変更の承認を行っている。また、平成15年10月に工事完了報告が提出され、現在は、農地に復元されている。

さらに、異議申立人がゴルフ場の改修工事に伴う管理道路を設置するための農用地区域からの除外を含む農業振興地域整備計画の変更についての事前相談が平成16年1月に地元市長より提出され、平成16年3月に所定の手続を行うよう岐阜地域農林商工事務所長から地元市長あて回答を行っている。なお、その後の公文書については、今回の公文書公開請求の対象文書に含まれていない。

3 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

対象公文書中には、各法人事業者の従業員の職・氏名、警察署の警部補以下の職員の職氏名、個人が識別できる写真及び盛土工事に関し申立てを行った個人の氏名等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するとして非公開とした。

しかし、法人事業者の役員の氏名、県議会議員の職氏名及び登記簿に記載された土地所有者の氏名については、公表が予定されている個人情報であり、本号ただし書イに該当すると判断し、公開とした。

農地法第4条関係申請明細及び農地法第5条関係申請明細の文書の中には、申請人住所・氏名、申請地及び納税猶予の有無などが記載されているが、これらの情報の中には、農業委員会において、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条に基づき縦覧に供する会議の議事録により公表されている個人情報も含まれていることから、個々の農業委員会毎に精査し、本号ただし書イに該当する場合には、公開とし、それ以外の場合には非公開とした。

また、農地法第5条の規定による許可申請に係る農業委員会の意見書の中には、申請人の住所及び氏名が記載されているが、申請書の添付書類として、土地の登記事項証明書の添付が義務付けられており、土地の登記事項証明書は、誰もが容易に入手することが可能であり、申請人の住所及び氏名は容易に推測できることから本号ただし書イに該当すると判断し、公開とした。

しかし、小作地関係、農業者年金関係及び賃貸人の職業、耕作者の氏名、転用目的の中に記載された所有者情報並びに土地賃貸借契約書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当するとして非公開とした。

さらに、農業振興地域整備計画変更理由書中、農地の利用目的に関するものなどは、所有者が明らかにされていることから特定の個人に関する情報であり本号に該当するとして非公開とした。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

異議申立書によると、異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所」に関する情報の非公開を求めている。当該情報は、ゴルフ場改変工事地内での産業廃棄物の不適正処理現場の情報でもあり、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が行為者でないとしても、異議申立人が施工主として当該地域において社会的評価・信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性があることも考えられる。

しかし、本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報について記者発表を行っており、既に一部新聞紙面には行為者名を挙げ、行為者の逮捕との記述とともに掲載されたところである。この発表は、不適正処理がその現場の周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たし、その処理状況等に関する情報は周辺住民等が検証できるように広く情報の公開を行う必要があるとの考えから行われたものである。

通常、場所が判明して住民の監視の目がより強くなれば、公開された場所に対し、これ以上の不法投棄が行われるとは考えがたく、異議申立人が主張するような「別の不法投棄を誘発する」事態が生ずるとは認められないと判断した。

また、異議申立人が主張する「捜査機関からの現場保存の要請に応えられなくなるおそれ」についても、施工主である異議申立人の責任において行うべきものであり、場所を公開することにより現場を保存することが困難になるというような理由は特段認められないと判断した。

よって、異議申立人の施工主としての責任を考えれば、場所を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

異議申立人から提出されたゴルフ場コース改変協議書には、改変の大まかな内容、改変場所の図面、地形図上に描かれた残土の埋立て形状等の情報があるが、これらは計画の概略を示す情報であり、詳細な工程、ノウハウ、資金管理等の事業者の営業秘密となるものではないから、公開することとした。

異議申立人からの事業の将来計画に係る質問・相談時の資料には、計画の概要及び現場の見取図がある。これらは正式なコース改変協議ではなく、任意で相談を受けたものであるが、その情報の内容は、計画の概略に過ぎず、公開することとした。

現地機関合同の改変場所の現地調査復命書に記載された異議申立人や工事請負業者らへの指導事項は、県からの行政指導事項であるが、事業者側の対応方針も記載しており、公開しても事業者の不利益にならない。なお、工事請負業者については、不法投棄をしていたことから、現場での状況は保護する正当な利益に該当しない。

産業廃棄物最終処分場（安定型）に係る土地開発事前協議申出書は正式な協議ではなく、その前段階で内容確認のために提出されたものであり、事業の概要及び現場の概要図がある。しかし、この計画は既に中断されており、公開しても事業者の競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。

なお、農地法第5条に規定による許可申請書や農業振興地域整備計画の変更に係る文書の中には、農地の一時転用工事に伴う工程表、土地利用計画図、定款、計画平面図及び断面図など事業活動情報が含まれるが、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地域その他正当な利益が損なわれるとまで認められないことから公開することとした。

一方、農地一時転用許可後の事業計画変更承認申請の文書に含まれる行政書士の公印については、法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他の正当な利益を損なうと認められるため、同号により非公開とした。

第5 参加人の主張

参加人が意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

実施機関が、ゴルフ場開発関係文書非公開処分取消訴訟の名古屋高等裁判所判決（平成16年（行コ）第21号）の趣旨に立脚して、本件各情報を公開するとした理由は、至極正当なものである。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件対象公文書は、異議申立人が〇〇市内で経営する特定ゴルフ場及びその周辺地において行われた改変工事に関し、実施機関が平成16年3月31日までに作成・取得した公文書である。主な対象公文書として、ゴルフ場コース改変協議に係る文書、県の関係機関の打合せ記録、農業振興地域整備計画の変更に関する文書、農地の一時転用に係る文書及び林地開発に係る文書並びにこれらに関し県等の機関と事業者との打合せ・指導内容が記録された文書、現地機関が実施した改変工事現場調査の復命書等がある。

これらの文書は、「ゴルフ場の環境管理に関する指導要綱」、「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」や「農地法」等の規定に基づき、県が異議申立人その他の事業者を指導する過程で作成・取得されたものであり、県の関係部署で情報共有のために多くの文書がそれぞれ保管されていたことが確認できる。

本件対象公文書のうち異議申立人が本件処分により公開されることにつき取消しを求めている「場所情報」の内容は、次のものがある。

①改変工事場所を直接的に示す情報

改変工事場所の所在地地番、改変工事場所の位置を示す図面（地図、計画図等）、改変工事現場を撮影した写真

②改変工事場所を間接的に示す情報

県が異議申立人に対し改善を指導したゴルフ場のホール番号、改変工事隣接地の農地転用申請のあった場所、改変工事隣接地の保安林の位置

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」を公開することが法

人としての競争上の地位その他正当な利益を侵害するとして、場所情報が条例第6条第3号の非公開情報に該当する旨主張していると考えられるので、本件公文書における同条第3号の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことを定めたものであり、解釈運用基準によれば、以下の情報をいうとされている。

- ① 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ② 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
- ③ その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの
なお、法人等の事業活動に関する情報について、事業活動として保護する必要性と公開することによって実現される人の生命、健康、生活又は財産の保護といった公共の利益の保護とを総合的に勘案した上で、公共の利益を優先させる必要がある場合には、その情報は公開しなければならないと定められている。

イ 条例第6条第3号該当性について

異議申立人は、「残土処分による改変工事の場所に関する情報」の非公開を求めている。当該情報は、異議申立人が施工主となったゴルフ場改変工事に関する情報であり、異議申立人のゴルフ場経営に関わる情報であって、いずれも本号に規定する法人の事業に関する情報と認められる。

しかし、当該情報を公開することにより、残土処分による改変工事を行う場所が特定されたとしても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を損なうことは認められず、また、異議申立人からもこの点について、正当な利益を損なうことについての具体的な主張がなされておらず、非公開とする理由は認められない。

一般に、ゴルフ場の改変を行う場合は、森林の伐採や土砂の切り盛りが行われるため、その工事が適正に行われない場合、崩落等災害の発生するおそれもあり、工事内容は周辺住民にとっては重大な関心事であって、事業者側は自ら十分な情報を提供し、理解を得ることも求められるところ、本件工事は、県土木部長（当時）から、ゴルフ場の擁壁崩落のおそれや排水の処理に問題があるとして改善を指導されたことに対応するために行われたものであり、その工事の内容が適正に行われたことを住民が確認するためにも公開する公益性があると認められる。

また、本件工事現場の情報は、工事請負業者による産業廃棄物の不適正処理が行われていた不法投棄現場としての情報でもある。

これについては、その場所を明らかにすることにより、異議申立人が直接の行為

者でないとしても、工事請負業者に工事を発注した施工主として社会的評価、信用が損なわれ、今後の事業活動に支障が生じる可能性も考えられる。

しかし、廃棄物の不適正処理に係る情報は、不法投棄が現場周辺住民等の健康や生活上の利益に直接影響を及ぼす危険性があることから、県民に対する行政の説明責任を果たすために公開することの公益性・必要性が大きい情報であり、現に本件の不適正処理現場に関しては、県不適正処理対策室（当時）が「〇〇市内のゴルフ場において産業廃棄物の不法投棄が行われた」との情報を記者発表している。

土地の所有者、占有者及び管理者に対しては、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例により、土地において廃棄物の不適正処理が行われないよう適正な管理をすることについて努力義務が課せられているのであり（第13条第1項）、さらに、本件不法投棄は、異議申立人から改変工事を受注した工事業者が行っていたものであることから、異議申立人には、土地を管理する者としての責任とともに、工事発注者としての責任も認められるものである。

なお、平成18年2月に岐阜県警が実施した当該不法投棄現場の検証の状況は、一部新聞において異議申立人の経営するゴルフ場の名称及び所在地の大字名とともに報道されており、現時点においては、外形的に判明する事実と併せて、不法投棄現場に係る場所を特定することは容易になっており、公にされている情報であるともいえるものである。

異議申立人は、場所情報の公開により、新たな不法投棄の誘発を危惧する旨の主張をしている。

しかし、通常、不法投棄は人目につかないところで行われるものであり、不法投棄の事実が判明して住民の監視の目がより強くなった場所であれば、常に見られているということが不法投棄をしようとする者に対しての抑止力となるものであり、公開された場所にこれ以上の不法投棄が行われるとは具体的に想定できない。今回の事案のように警察の捜査が行われている場所であればなおさらである。捜査機関からの現場保存の要請に対しては、本件においては異議申立人が現場への立入禁止をする等の措置をとり、定期的に現場確認を行う等の通常管理義務を果たすことにより応えるべきものであり、新たな不法投棄が具体的に想定できない状況にあっては、それをもって非公開とする理由にはならない。

以上から、場所情報を公開することにより、異議申立人に何らかの不利益があるとしても、異議申立人の施工主及び土地を管理する者としての責任を考慮すると、それは受忍すべき範囲のものであり、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。よって、本件場所情報は本号に該当せず、公開とすべきである。

3 その他実施機関の主張

実施機関は、場所情報以外の情報についても縷々主張をしているが、異議申立人は、場所情報が公開されることをもって公開決定等の取消しを求めていることから、場所情報の公開が正当である以上公開決定等の取消しの必要はなく、その他の情報についてはあえて判断をするまでもない。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成18年1月31日	・ 諮問を受けた。
平成18年2月16日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成18年3月7日 (第70回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成18年3月9日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成18年3月27日	・ 異議申立人から公開決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成18年3月28日	・ 実施機関に公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。 ・ 参加人に公開決定等理由説明書及び公開決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成18年4月21日	・ 参加人より公開決定等理由説明書及び異議申立人の意見書に対する意見書を受領した。 ・ 実施機関に参加人からの意見書を送付した。
平成18年5月15日 (第71回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	蒲 修	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表 公開しようとする公文書及び公開する部分一覧

○農業振興課分

農振第245号による公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	事業計画変更関係申請明細	・農地一時転用許可に対する転用期間の延長（申請者等の住所・氏名、申請地の所在・地番・地目・面積、農地区分、変更の概要及び変更の理由）

農振第245号の2による部分公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	農地転用許可について（伺い）	・農地法第4条関係申請明細、農地法第5条関係申請明細（農業委員会毎に異なる）

○岐阜地域農林商工事務所分

岐農商第1268号による公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	特定ゴルフ場等に係る関係機関打ち合わせ会議（H14. 7. 19）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯の確認と違反転用農地の今後の対応方法 ・部局長会議資料抜粋（対応方針） ・関係機関打ち合わせ結果（出席者発言要旨） ・特定ゴルフ場の無断伐採について（内部資料） ・農地転用の箇所一覧及び聞き取り事項のメモ（所在、地番、地目、面積、農振区分、5条転用許可の有無、農地性の有無、破壊者、所有者、一時転用理由、農用地除外理由、一時転用期間）、公図 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づく指導の文書案 ・ゴルフ場環境管理指導連絡会議設置要綱 ・岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則
2	特定ゴルフ場に係る現地機関打ち合わせ会議（H14. 7. 24）	<ul style="list-style-type: none"> ・H4. 3の土木部長名での「ゴルフ場の防災に関する改善について」の文書 ・H14. 6の建設事務所長及び建築事務所長名での「ゴルフ場の防災に関する改善について」の文書 ・作業道開設行為に対する対応策の案 ・農地転用の箇所一覧及び聞き取り事項のメモ及び公図 ・ゴルフ場の環境管理に関する規則に基づく指導文書の案 ・ゴルフ場環境管理指導連絡会議設置要綱 ・岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則 ・ゴルフ場の位置図及び改修工事平面図
3	特定ゴルフ場に係る現地機関打ち合わせ会議（H14. 7. 26）	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゴルフ場の防災に関する改善に伴う事前工事着工の中止について」の通知書案 ・ゴルフ場環境管理指導連絡会議設置要綱 ・岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則 ・農地転用の箇所一覧及び公図 ・事業者から提出のあった事業計画平面図及び現況図 ・地権者から事業者へ提出された残土処分による防災工事実施の同意書の様式

4	照会回答（法令、手続きの確認） （H14. 9. 5）	・事業者から残土処分場を作る場合の規制についての質問及び回答
5	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H14. 9. 27）	・現地の状況及び写真 ・採石法の疑いがあり事情聴取（違反なし）
6	事業計画変更関係申請明細（H14. 11）	・農地一時転用許可に対する転用期間の延長（申請者等の住所・氏名、申請地の所在・地番・地目・面積、農地区分、変更の概要及び変更の理由）
7	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H14. 11. 19）	・現地の状況、写真及び位置図 ・保安林等への残土埋込に対する事業者への中止指導
8	ゴルフ場コース改変協議に係る意見について（照会）（H14. 11. 27）	・地域振興局からの意見照会 ・事業者から提出のあったコース改変協議書（事業概要、理由、位置図、現況平面図、造成・植栽計画平面図、造成計画断面図） ・事業者及びコンサルタント会社から提出のあった土砂置き場の計画書（案）（1次～3次計画概要）
9	土コース改変協議に係る意見書 （H14. 12. 4）	・地域振興局から照会のあった意見照会に対する意見書
10	特定ゴルフ場に係るコース改変協議工事の現地調査計画 （H14. 12. 6）	・コース改変協議工事の現地調査計画
11	新聞記事（H14. 12. 6）	・事業者に係る新聞記事
12	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H15. 1. 10）	・現地の状況、写真及び位置図
13	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H15. 2. 5）	・現地の状況、写真及び位置図 ・事業者に対する指導内容 ・違反転用事案に対する復命書
14	報告書（残土置き場計画相談） （H15. 2. 6）	・ゴルフ場のコンサルタント会社からの2次計画に対する必要な手続きの相談
15	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H15. 6. 18）	・現地の状況及び写真 ・事業者に対する指導内容
16	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H15. 6. 30）	・現地の状況及び写真 ・水質の簡易検査実施
17	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H15. 8. 7）	・現地の状況、写真及び位置図 ・農地一時転用の完了手続きの確認
18	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H15. 9. 16）	・現地の状況及び写真 ・事業者に対する指導内容
19	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H15. 10. 1）	・現地の状況、写真及び位置図 ・事業者に対する指導内容
20	打ち合わせ等記録（H15. 12. 26）	・〇〇市開発指導要綱に関する相談内容（農業振興地域の除外等） ・第3次計画平面図及び周辺地の公図に所有者名を記載した公図
21	特定ゴルフ場現地調査結果報告 （H16. 2. 4）	・現地の状況、写真及び位置図
22	打ち合わせ等記録（H16. 3. 2）	・現地の状況、写真及び位置図

岐農商第1268号による部分公開決定分

番号	公文書名	公開する部分
1	農地法5条関係申請明細 (H13. 1)	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第5条関係申請明細（農業委員会毎に異なる） 農地法第5条許可の取消について
2	農地法5条の規定による許可申請に係る意見書（H13. 4. 1）	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇町農業委員会からの意見書 農地法5条の規定による許可申請書 転用することに関する誓約書 一時転用工事工程表、位置図、公図写、土地利用計画平面図 異議申立人定款 異議申立人登記簿謄本 申請地の土地登記簿謄本 水利組合が存在していないことの上申書 現状回復誓約書
3	打ち合わせ等記録（H14. 7. 18）	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用の箇所一覧及び聞き取り事項のメモ及び公図 ゴルフ場の改善計画書に関する主な経緯、改善計画の問題、対応 H3. 11～H14. 7までの経緯 ゴルフ場の位置図 H4. 3及びH4. 8の土木部長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 H13. 12～H14. 2までのゴルフ場事業者等と〇〇町との協議結果（〇〇町担当者、ゴルフ場事業施工者及び個人の記名押印） H14. 6に建設事務所及び建築事務所からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書 ゴルフ場改修工事説明申請書に対する〇〇町の意見 H14. 6にゴルフ場事業者から提出された改修工事説明申請書（改修工事の位置図、平面図、盛土断面詳細図、調整池詳細図、集水桝配置図及び詳細図、擁壁工安定計算書） ゴルフ場改善計画に対する対応のフロー図
4	復命書(特定ゴルフ場に係る現地確認) (H14. 7. 30)	<ul style="list-style-type: none"> 現地確認の復命書
5	特定ゴルフ場のコンサルタント業者との協議（H14. 9. 5）	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント会社との協議の発言要旨 計画箇所位置図、地形図に地番を記入した図、計画箇所平面図および横断面図、盛土断面詳細図、調整池詳細図、盛土断面図、集水桝平面配置図及び詳細図、擁壁の安定計算書
6	特定ゴルフ場等に係る関係機関打ち合わせ会議（H14. 9. 17）	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査結果報告書、復命書 地域振興局環境課が作成したゴルフ場内での工事における指導の経過をまとめた文書 地域振興局環境課からゴルフ場施工業者に出された立入検査指導票、位置図、現地写真 コンサルタント業者との協議結果（参加者の発言要旨） ゴルフ場事業者からの残土処分場の設置に関する質問、回答
7	特定ゴルフ場防災に関する改善協議について（H14. 9）	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタント業者との協議結果（コンサルタント業者作成）
8	特定ゴルフ場現地調査結果報告 (H14. 10. 10)	<ul style="list-style-type: none"> 現地の状況、写真及び位置図 事業者に対する指導内容
9	報告書（農地転用相談）（H14. 10. 23）	<ul style="list-style-type: none"> 農地一時転用許可の事業計画変更（期間の延長）の相談

10	農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について (H14. 11. 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画変更関係申請明細 ・〇〇町農業委員会からの意見書 ・農地一時転用許可後の事業計画変更申請書 ・農地転用許可書 ・農地法5条の規定による許可申請書 ・誓約書 ・位置図、公図写 ・異議申立人定款 ・異議申立人登記簿謄本 ・申請地の土地登記簿謄本
11	特定ゴルフ場現地調査復命書 (H15. 3. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の状況、写真及び位置図 ・事業者に対する指導内容 ・現地調査計画
12	特定ゴルフ場現地調査復命書 (H15. 4. 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の状況、写真及び位置図
13	特定ゴルフ場現地調査復命書 (H15. 5. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の状況及び写真 ・異臭を確認、検体を保健環境研究所へ搬入。 ・事業者に対する指導内容
14	特定ゴルフ場現地調査復命書 (H15. 6. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の状況及び写真 ・事業者に対する指導内容 ・今後のスケジュールの確認
15	一時転用許可に係る工事完了報告について (H15. 10. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者からの農地復元の報告及び写真
16	特定ゴルフ場現地調査復命書 (H15. 10. 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の状況、写真及び位置図 ・事業者に対する指導内容
17	特定ゴルフ場現地調査復命書 (H15. 11. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の状況、写真及び位置図 ・事業者に対する指導内容
18	打合わせ等記録 (H15. 11. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・2次計画に関する農地法・農振法及び森林法関係の現地機関内部での確認 ・〇〇市土地開発規則に基づく計画事前協議申請書(2次計画) ・事業概要説明書、土地調書、土地利用計画図、造成計画断面図、現況測量図、地積測量図
19	打ち合わせ等記録 (H15. 12. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を交えた2次計画に係る手続きの確認 ・第3次計画平面図及び周辺地の公図に所有者名を記載した公図
20	特定ゴルフ場今後の事業計画について (H15. 12. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者を交えた2次計画に係る手続きの確認(地域振興局まとめ)
21	岐阜地域農林水産政策企画会議(農振管理部会)の開催について (H16. 1. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市より提出のあった農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談について(農業振興地域整備計画変更理由書、変更後の土地利用調書、農振除外申請地一覧、除外地区一覧、個別事業計画書、位置図、公図写、計画平面図、計画断面図、現況写真)
22	農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談の回答について (H16. 3. 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市より提出のあった事前相談に対する回答(農振管理部会の審査記録、〇〇市農振検討表)
23	打ち合わせ等記録 (H16. 3. 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・H3. 11～H16. 2までの経緯概要 ・H14. 12に地域振興局からゴルフ場事業者に出されたコース改変協議の承認の文書 ・H14. 8に地域振興局長、建設事務所長、建築事務所長、農山村整備事務所長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場に関する形質

変更工事の中止についての文書

- ・ H4. 3及びH4. 8に土木部長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書
- ・ H14. 6に建設事務所長及び建築事務所長からゴルフ場事業者に出されたゴルフ場の防災に関する改善についての文書
- ・ 1次・2次・3次計画平面図、造成計画断面図
- ・ 1次計画及び2次計画概要